

高浜市第4次地域福祉計画～高浜市しあわせづくり計画～の概要

1 地域福祉計画の位置付け

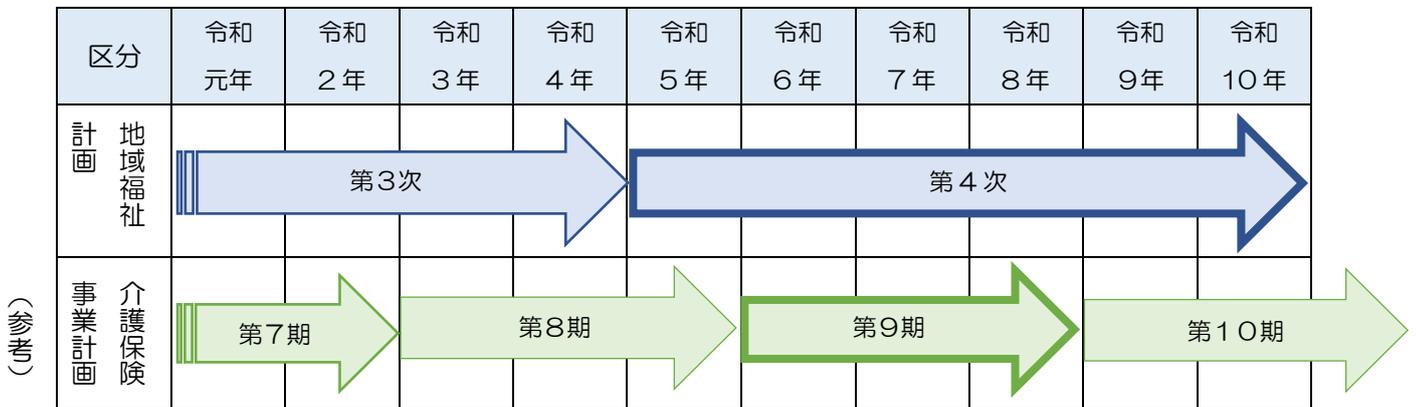
- 社会福祉法第107条に定められている高浜市における地域福祉の基本的施策を定めた計画
- 高浜市総合計画の福祉分野の目標を実現するとともに、各種福祉関連計画と整合性を図り策定した計画
- 高浜市社会福祉協議会の活動計画である「地域福祉活動計画」の内容を含む。

2 計画の構成

- I 計画の策定にあたって
- II 高浜市の現状と課題
- III 基本的な考え方
- IV 地域福祉にかかる施策の展開
- V 計画の推進体制

3 計画の期間

○計画期間は令和5年度から令和10年度までの6年間



4 評価と課題

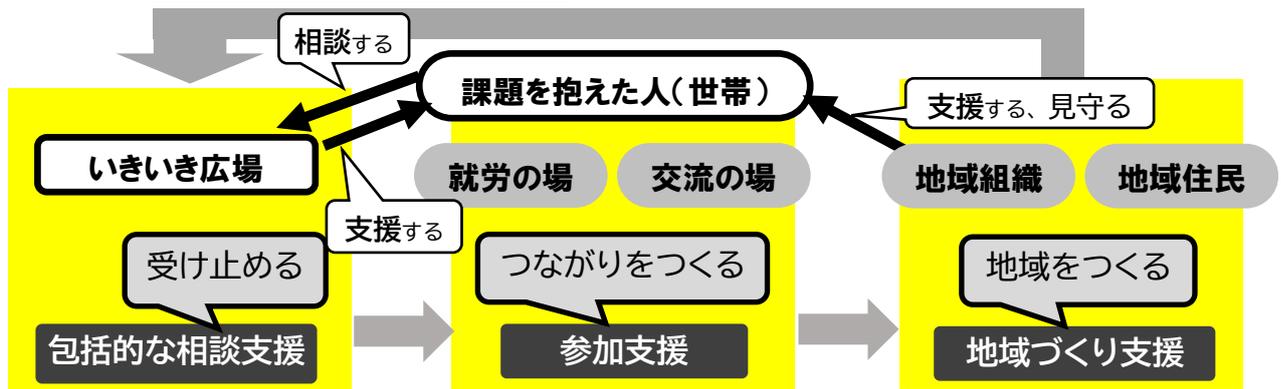
○前計画の評価から見えてきた今後の課題

- ・複雑化・複合化している課題に対応する包括的な支援体制
- ・誰もが孤立することなく活躍できる社会参加
- ・住民同士で支え合う地域づくり



令和2年6月の社会福祉法改正により、制度の狭間の人や複合的な課題を抱えた人にも対応できる包括的な支援体制（重層的支援体制）の構築が求められた。

■ 高浜市における重層的支援体制のイメージ



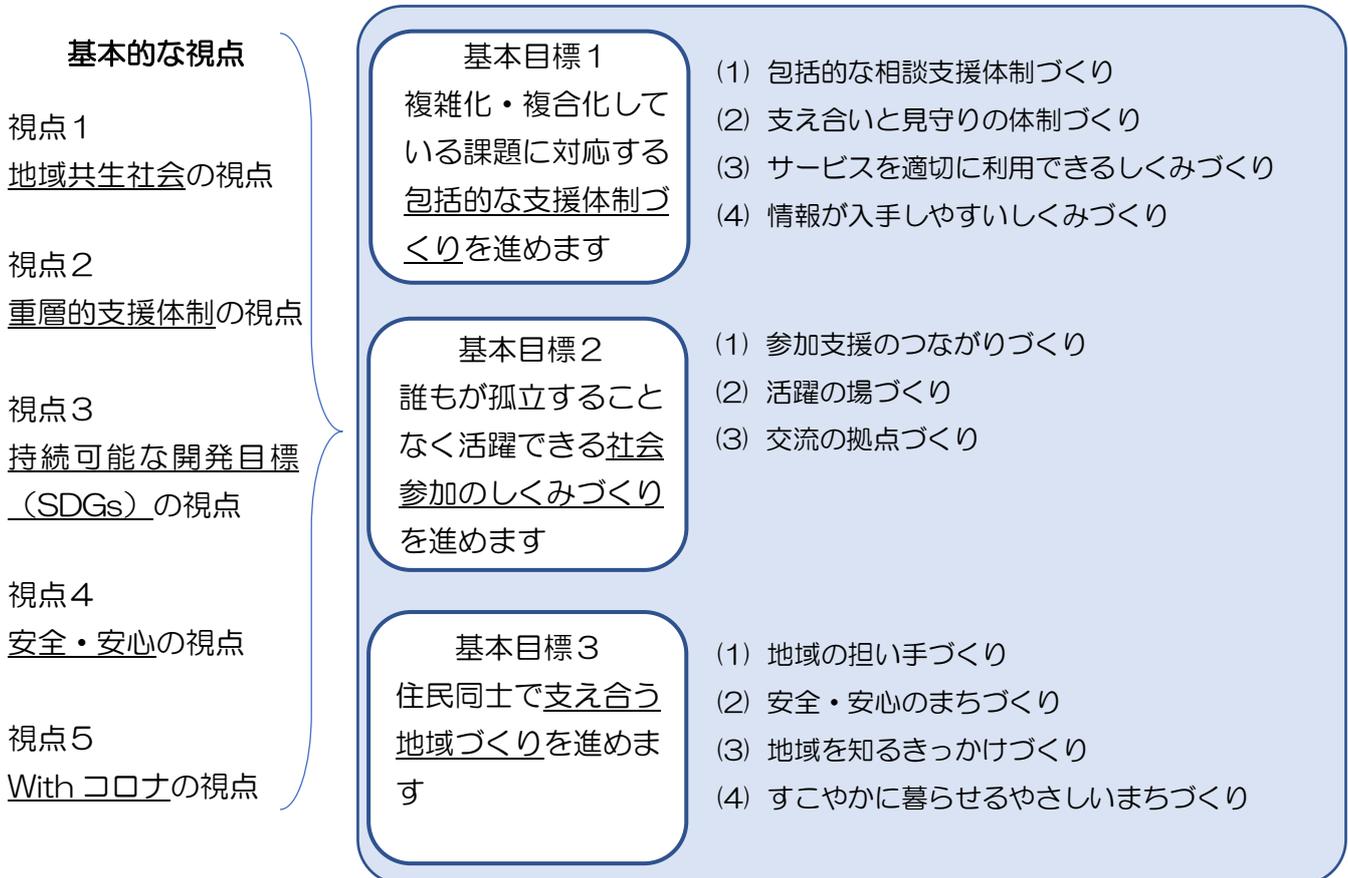
5 計画の基本理念

○基本理念

その人らしく安心して生活できる地域共生のまちづくり

6 基本目標・施策の体系

○本計画は、次の5つの基本的な視点に基づき、3つの基本目標を定め、施策を推進していきます。



7 施策ごとの主なポイント

基本目標1 包括的な支援体制づくり

- ・「いきいき広場」を中心としたネットワークの充実・強化
- ・まちづくり協議会と協働した活動の推進
- ・生活支援コーディネーターを中心とした生活支援体制の構築

基本目標2 社会参加のしくみづくり

- ・社会参加及びコミュニケーション支援の充実
- ・高齢者や障がいのある人の地域活動支援
- ・福祉と異分野の連携による活躍の場の創出

基本方針3 支え合いの地域づくり

- ・地域活動の担い手支援
- ・要支援者の実態把握と地域の助けあいのための仕組みづくり
- ・地域を知るきっかけづくり